

議案第64号

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について
天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年11月30日提出

天理市長 南 佳 策

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の150」とあるのは「100分の165」を「100分の135」とあるのは「100分の150」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「640,000円」を「620,000円」に改める。

第2条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の145」を「100分の122.5」とあるのは「100分の140」に、「100分の135」とあるのは「100分の150」を「100分の137.5」とあるのは「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。